

大学院入学試験問題
(一般入試・社会人入試)

人文学 専攻

問題種別 専門試験

分野・専門 映像学

試験科目 映像学 科目

問 1

以下の(1)～(3)のうち、2つを選んで、それぞれ10～20行の範囲内で、日本語または英語で解答してください。例に挙げる作品や理論はどこの国・地域のものでも構いません。

- (1) 古典的ハリウッド映画の形式上の特徴とその他の映画形式との関係を、具体例を挙げながらわかりやすく説明してください。
- (2) 映画史におけるジャンルの生成と役割についてどのようなことが言えるでしょうか。映画産業、映画テキスト、宣伝、受容などの側面を考慮に入れ、具体例を挙げながら自分の考えをわかりやすく説明してください。
- (3) 映像とリアリズムの関係について、理論を一つ以上取り上げ、解説を加えながら自分の考えをわかりやすく説明してください。

大学院入学試験問題
(一般入試・社会人入試)

人文学 専攻

問題種別 専門試験

分野・専門 映像学

試験科目 映像学 科目

問 2

次の英文は、Bhaskar Sarkar, “Postcolonial and Transnational Perspectives,” in James Donald and Michael Renov (eds.) *The Sage Handbook of Film Studies* (London: Sage Publications Ltd, 2008), pp. 123-124 からの抜粋です。このテキストに即して、続く問いに日本語または英語で答えてください。

著作権法で定められている公表された著作物を使用した入学試験問題に本ウェブページの公衆送信について著作権者より承諾を得ていないため、これを削除し、出典名等を記載することとします。

大学院入学試験問題
(一般入試・社会人入試)

人文学 専攻

問題種別 専門試験

分野・専門 映像文化

試験科目 映像文化 科目

著作権法で定められている公表された著作物を使用した入学試験問題に本ウェブページの公衆送信について著作権者より承諾を得ていないため、これを削除し、出典名等を記載することとします。

- (1) 下線部①は何を意味するか、本文に則してわかりやすく解説してください。
- (2) 下線部②は何を指すか、本文に則してわかりやすく解説してください。
- (3) 著者は、ポストコロニアルとトランスナショナルの二つの用語を並べて考える重要性を論じていますが、その理由は何でしょうか。用語間の共通性と差異を踏まえて著者の考えをわかりやすく解説してください。

【解答にあたっての注意】

◆ 専門試験は、次の2つからなる。そのすべてを解答すること。

(1) 日本文化学に関する文献解読

(2) 日本文化学に関する論述問題

◆ 解答は「文献解読」「論述問題」に分け、それぞれの答案用紙を用いること。解答スペースが足りない場合は、答案用紙の2枚目に記述してもよい。

大学院入学試験問題
(一般入試・社会人入試)

人 文 学 専攻

問題種別 専門試験

分野・専門 日本文化学

試験科目 文献解読 科目

次の文章は、佐藤泉『死政治の精神史——「聞き書き」と抵抗の文学』（2023 年）の一部である。次の [1] [2] について答えなさい。

[1] この文章の趣意を 5 行程度で要約しなさい。

[2] 以下からキーワードを一つ以上選択し、この文章を批評しなさい。首尾一貫した論述を行うこと。

政治と文学 記録 声 証言 当事者

以上のような「歴史の文学不信」とシンメトリーの関係にあるのが「文学の記録不信」である。一例として、『苦海浄土——わが水俣病』が講談社文庫に収録された際の解説、渡辺京二「石牟礼道子の世界」を取り上げよう（一九七二年二月）。渡辺は、『苦海浄土』は石牟礼道子の「私小説」であると鮮烈に言い放った。以後この作品は迂闊な読者がそう受け取ったような聞き書きではなく、まぎれもない文学なのだという理解の地平が形成されることになる。事実、『苦海浄土』は第一級の文学であって、そのことを疑う余地なく認知させた解説者の功績はきわめて大きい。ただ、そのために文学がそこから自らを切り離すべき他者の姿を描き出していたことに注意を払っておいでもよいだろう。渡辺京二はこう書いている。

「磯田光一氏はある対談の中で、『苦海浄土』を一応いい作品だと認めた上で、自分がもし患者だったら、変な女が聞き書きなどを取りに来たら家に入らずに追い出さうという趣旨の発言をしていた。私もまったく同感なのだが、『苦海浄土』がそういうプロセスでできあがった聞き書きではないことは、磯田氏の能力をもってすれば読みとることは困難ではないはずである」。

中央文壇の文芸評論家の脳内にある聞き書きとは、頼まれもしないのに人の家に土足で踏み込む無神経な行為、あらゆる繊細さを欠くがゆえに非文学的な行為である。文学の他者構築とひいては自己定義がこうしたものである以上、『苦海浄土』を文学として登録するという重責を担った解説者は、この作品は断じて聞き書きなどではない、と抗弁するほかなかったことだろう。さらにこの解説は、石牟礼は患者の家を頻繁に訪ねることなどしていない、訪ねたとしてもノートやテープレコーダーなどは持っていくはずはないと非・非文学たるゆえんを証明し、重ねて驚愕すべき事実を告げるのである。「瞬間的にひらめいた疑惑は私をほとんど驚愕させた。「じゃあ、あなたは『苦海浄土』でも……。すると彼女はいたずらを見つけられた女の子みたいな顔になった。しかし、すぐこう言った。「だって、あの人が心の中で言っていることを文字にすると、ああなるんだもの」。

を重視する実証主義の立場からすれば、やってはならない類のことだ。やってしまえば記録としての価値はゼロになる。しかし、解説者は「いたずらを見つけられた女の子」のような無邪気な言語道断ぶりをむしろ前面に打ち出し、逆にそのことを通して作品の非記録性＝文学性を証明しているのである。文学は記録に対し要求される一切の規格となんの関係もない。記録として失格であればあるほど、それだけ文学なのである。解説者は、この作品が水俣病の惨状を伝える社会的役割を担うことで、純粹な文学作品として認められなくなることに対する危惧を抱いていたらしい。そこで文学と記録との間に広がる灰色地帯を除去しつつ、両者を一刀両断に切り離れたのだ。だがこの象徴闘争は文壇側の文学の観念、および非文学の観念を前提として、その土俵の上で展開されており、それゆえいわゆる「文学」の輪郭を揺るがせることはついになかった。いうまでもなくこの「文学」は文学との対立において自らを定義した客観的歴史学の正確な裏返しとなっている。「文学の記録不信」と「歴史の文学不信」とは逆方向からともに文学と記録の境界、その間にいかなる曖昧な領域もない二分法を前提として、お互いの同一性を強化する関係にあった。

(…)

記録と文学のこの対立は「政治と文学」をめぐる交わされた幾度の論争の変奏とみなすことができる。戦前マルクス主義以来の伝統である「政治と文学」論争において、政治という語がまず第一に意味するのは社会主義革命を課題とする変革の政治である。個人を抑圧して顧みない政治——冷戦の西側陣営の一角に身をおく日本において「政治」はもっぱらこのように表象されてきた——から自らを断ち切ることによって戦後日本の「文学」概念が成立し、その文学はほかのいかなる目的にも従属しない、なかならず政治に従属しない純粹な価値として表象された。その間の分離が深化した結果、社会的であることがすなわち文学的鈍感さを意味するものとみなされるようにさえなるのだが、こうした日本の文化冷戦の思考は、「政治の話はしない」というマナーの中に形を変えてその名残をとどめ、日本社会を現在もなお奇妙な抑圧にさらしている。

『苦海浄土』そのものは、「私小説」的な単声性へと回収される作品ではない。医師による報告書、患者カルテ、医学会雑誌掲載論文、古文書、新聞記事、チッソ従業員大会のビラ、水俣市議会議事録、現地調査報告書、熊本大研究班による研究報告、チッソの「事業大観」、患者互助会の請願書、そのほかの膨大な記録、様々な書き手、様々なレベルの言語構成体を編み上げるように作られている。第二部以降の時期からは、土本典昭らによるドキュメンタリー撮影隊とともに録音機材が持ちこまれるほか、会社側との交渉を記録する必要からも録音がなされ、機材によって「客観的」に記

録された声Ⅱ文字が作品の言葉に組み入れられるようになる。

何より、後に『苦海浄土』にまとめられることになるその最初の文章は、谷川雁や上野英信、森崎和江らによって創刊された雑誌『サークル村』に「奇病」と題して掲載されたものだ。文化を個人の創造物とみなす観点をうちやぶり、新しい集団的な荷い手を「作り出そう」という「サークル村」の文化運動は、聞き書きをはじめとする集団創造の文化をあらゆる可能性の広がりにおいて思い描くものだった。記録と文学との間に拡がる幅の中に響く声の交錯、共鳴は、私たちの安定した認識論の土台にある二分法の彼方を照らし出し、その内側から文学性それ自体を変貌させる契機を作り出していた。だとすると、『苦海浄土』は「聞き書き」ではなく純粹な「文学」だという代わりに、「聞き書き」そのまま「文学」だというべきだったのではないか。それによって、冷戦的二分法にも重なる特殊日本的な「政治と文学」の地平を揺さぶることもできたはずであり、さらには近代的な私的所有の観念から解放された文学言語を思い描くことができたかもしれない。彼方へと視線を向け、既存の二分法を逃れて文学性を思考すること。これは現在、形をかえつたなお生きた課題である。

大学院入学試験問題
(一般入試・社会人入試)

人 文 学 専攻

問題種別 専門試験

分野・専門 日本文化学

試験科目 日本文化学に関する
論述問題 科目

次の〔1〕〔2〕について答えなさい。

〔1〕

「日本文学」という枠組に対して、近年では「日本語文学」という枠組みが用いられる場合がある。両者の違いをふまえたうえで、「日本語文学」という枠組を用いることにより、どのようなことが考察できるか。具体的な事例・作品を挙げて、10行程度で具体的に論述しなさい。

〔2〕

次に掲げた事項についてそれぞれ知るところを述べなさい。解答する事項の記号を各々必ず記すこと。

- a. 徳田秋声
- b. 円地文子
- c. 冷戦と文学
- d. インターセクショナリティ

大学院入学試験問題
(一般入試・社会人入試)

人文学 専攻

問題種別 専門試験

分野・専門 文化動態学

試験科目

科目

次の 4 問の中から、自分の研究計画に関連の深い 2 問を選んで解答しなさい。解答は下記の「解答上の注意」に基づいて書きなさい。

解答上の注意

- 1 解答は 1 問につき答案用紙 1 枚以内で書きなさい。
- 2 答案用紙には受験番号、氏名および選択した問題番号を書きなさい。
- 3 同一の答案用紙に複数の問題の解答を書いてはいけません。また答案用紙の裏面を使ってはいけません。

1. 社会的マイノリティにたいしてインタビューをする際、注意すべき点は何か。またそうした聞きとり調査には、理論的にどのような可能性があると考えられるか。具体的事例をあげながら論じなさい。
2. 家族観や恋愛観の変化と社会構造の関係について、事例をあげて、論じなさい。
3. フィールドワークを行うときに、中間集団を設定する場合がある。実際の調査にさいして、その必要性和意義、さらに注意について、具体的な事例をあげて、自分の考えを示しなさい。
4. 国際社会学が専門の飯尾真貴子は、「undocumented immigrants」という用語の日本語訳について、「不法滞在」「非正規」「無登録」という訳語をめぐって次のように語っている。

著作権法で定められている公表された著作物を使用した入学試験問題に本ウェブページの公衆送信について著作権者より承諾を得ていないため、これを削除し、出典名等を記載することとします。

著作権法で定められている公表された著作物を使用した入学試験問題に本ウェブページの公衆送信について著作権者より承諾を得ていないため、これを削除し、出典名等を記載することとします。

(難民研究フォーラムクロズド研究会 報告書「国家の境界管理が生み出す法的暴力と”懲罰化されたモビリティ”」より <https://refugeestudies.jp/seminar/>)

飯尾は、訳語選択の背後にある、どのような問題を指摘しているのだろうか。あなた自身の言葉を使って具体的に説明しなさい。

大学院入学試験問題
(一般入試・社会人入試)

人文学 専攻

問題種別 専門試験

分野・専門 ジェンダー学

試験科目 専門 科目

下記の問 1～3 のうち 2 問を選択し、以下の①～③に従って、答案用紙に解答しなさい。

- ①答案用紙には受験番号、および選択した問題番号を書くこと。
- ②答案用紙は、1 問につき 1 枚を使用すること。スペースが足りない場合は、裏面を使用しても構わない。
- ③解答は「序論・本論・結論」の構成で書き、序論には主題(Thesis Statement)を含めること。

問1 いわゆるジェンダー不平等に対して、男性ジェンダーからはどのような主張が提示されている、あるいは考えられるだろうか。男性ジェンダーの主張について論じなさい。

問2 オリンピックなどの国際的なスポーツイベントにおいて、男性部門と女性部門は一部を除き明確に区分されていて、トランス女性の選手や、インターセックスなど性分化が多数派と異なる女性選手が女性部門の試合に参加するためには、血中テストステロン値の上限など参加条件が課せられている場合が多い。任意のスポーツ団体の具体的ガイドラインやその変遷、性別確認検査の歴史、過去におこった事例などを引き合いに出し、自認するジェンダーでのスポーツ参加に関する問題点を明らかにしなさい。

問3 2015 年に日本で成立した「女性活躍推進法(正式名称:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」の第一章第一条に「この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、(後略)」とある。上記「女性の職業生活における活躍」が近年、「一層重要となっている」理由として何が考えられるだろうか。

大学院入学試験問題
(一般入試・社会人入試)

人 文 学 専攻

問題種別 専門試験

分野・専門 メディア文化社会論

試験科目 メディア文化社会論

メディア文化社会論の専門試験は、次の 2 つの形式からなる。

- (1) 論述問題 問 1
- (2) 長文読解 問 2 - 1、問 2 - 2、問 3 - 1、問 3 - 2

解答上の注意

- ◆解答用紙に受験番号、選択した問題番号を書きなさい。
- ◆解答用紙のスペースが足りない場合は、裏面を使用しても構いません。

(1) 論述問題

問 1 次に挙げた A) から J) の中から 2 項目を選び、メディア文化研究における重要性を含め、自分が知っている内容を述べなさい。選んだ項目の記号を明記した上で、日本語または英語でそれぞれ 5 行程度にまとめること。

- A) algorithm アルゴリズム
- B) biopolitics 生政治
- C) counterpublics 対抗的公共圏
- D) digital divide デジタル・デバイド
- E) coding/decoding コーディング／デコーディング
- F) habitus ハビトゥス
- G) hegemonic masculinity 覇権的な男性性
- H) hermeneutics 解釈学
- I) intersectionality 交差性
- J) remix culture リミックス文化

大学院入学試験問題
(一般入試・社会人入試)

人文学 専攻

問題種別 専門試験

分野・専門 メディア文化社会論

試験科目 メディア文化社会論

(2) 長文読解

次の文章を読んで、問 2－1、問 2－2 に日本語または英語で答えなさい。

出典：Tumber, H. & Waisbord, S. (2024) Media, Disinformation and Populism: Problems and Responses. In *The Routledge Companion to Media Disinformation and Populism*. Edited by Howard Tumber and Silvio Waisbord. Routledge, pp. 13-26.

問題作成の都合上、一部に変更を加えてあります。

著作権法で定められている公表された著作物を使用した入学試験問題に本ウェブページの公衆送信について著作権者より承諾を得ていないため、これを削除し、出典名等を記載することとします。

問 2－1 “Disinformation, misinformation and propaganda”の違いを説明するための具体例をそれぞれ一つずつ挙げなさい。(12行程度)

問 2－2 この文章で、筆者は「ポスト真実」時代における“disinformation, misinformation and propaganda”を論じています。市民はこれらについての意識を高めるために、どのような実践的手段を用いることができるでしょうか。(12行程度)

大学院入学試験問題
(一般入試・社会人入試)

人文学 専攻

問題種別 専門試験

分野・専門 メディア文化社会論

試験科目 メディア文化社会論

次の文章は、藤代裕之編『ソーシャルメディア論 つながり再設計する』（青弓社、2015 年、223-224 頁）からの抜粋です。これを読んだ後、問 3－1、問 3－2 に日本語または英語で答えなさい。

著作権法で定められている公表された著作物を使用した入学試験問題に本ウェブページの公衆送信について著作権者より承諾を得ていないため、これを削除し、出典名等を記載することとします。

問 3－1 下線部 A のバーチャルとリアルの両者間の関係性—例えば、分離、融合、及び拡張など—によるインターネットの可能性や危険性について、あなたの考えを述べなさい。（12 行程度）

問 3－2 日本の若者が下線部 B のようなコミュニケーション行動のとり背景について、下記の用語を参考にしつつあなたの考えを述べなさい。（12 行程度）

世代 / アイデンティティ / プライバシー / ペルソナ

・専門筆記試験の出題の意図

名古屋大学大学院人文学研究科の各学繫に置かれた教育プログラムに従って授業科目を履修し、研究指導を受けるにあたり必要となる十分な専門知識と研究能力を有しているかを、分野・専門ごとの論述問題によって問う。

・口述試験の実施方法や試験内容

受験者が志望する分野・専門の教員を含む複数名の教員により個別に面接（15分程度）を行い、卒業論文またはこれに代わるもの及び出身学校の学業成績等に係る試問により、当該分野・専門で修士学位論文の作成に向けた研究指導を受けるための基礎的な能力を有していることを確認する。